

(環境省同時発表)

平成23年3月1日

国土交通省

浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習にかかる 新たな実施機関の指定について

1. 概要

浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習については、これまで財団法人浄化槽設備士センター（以下「設備士センター」という。）が、指定機関として試験事務及び講習業務（以下「試験事務等」という。）を行ってきましたが、平成22年5月に行われた事業仕分けにおいて、「平成22年度中の実施主体の見直し（及び受験者・受講者負担の低減）」との評価結果となったところです。

この結果を受けた来年度以降の試験事務等の実施主体の見直し等の対応に関し、今般、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成13年国土交通省・環境省令第4号）第5条及び第14条で定める指定試験機関及び指定講習機関について、設備士センターに対する指定を取消すとともに、新たに財団法人日本環境整備教育センターを指定することとなりましたので、お知らせします。

2. スケジュール等

指定試験機関及び指定講習機関の指定日：平成23年3月1日

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 城谷（24743）

技術検定係長 齋藤（24744）

TEL 5253-8111（代表）

TEL 5253-8277（夜間）